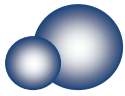


計画策定の背景と基本方向

第1章 計画策定の背景

第2章 基本方向



第1章 計画策定の背景

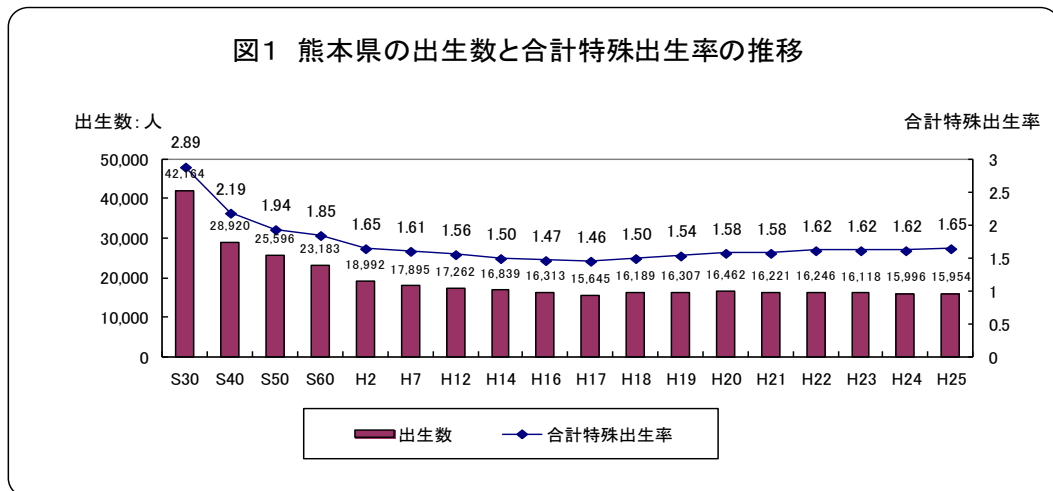
1 子ども・子育てをめぐる現状

(1) 少子化の動向

■ 合計特殊出生率は上昇傾向であるが楽観できない

本県の合計特殊出生率は、平成17年に過去最低の1.46を記録して以来上昇に転じており、平成25年の合計特殊出生率は、1.65と前年より上昇し、全国第4位でした。これは、全国の1.43と比較すると高いレベルを維持しているものの、人口を維持する水準である2.07を下回っています。

出生数も、平成25年は15,954人と前年より42人減少しており、依然として人口の1%に満たない状況が続いています。[図1参照]



出典：厚生労働省「人口動態統計」

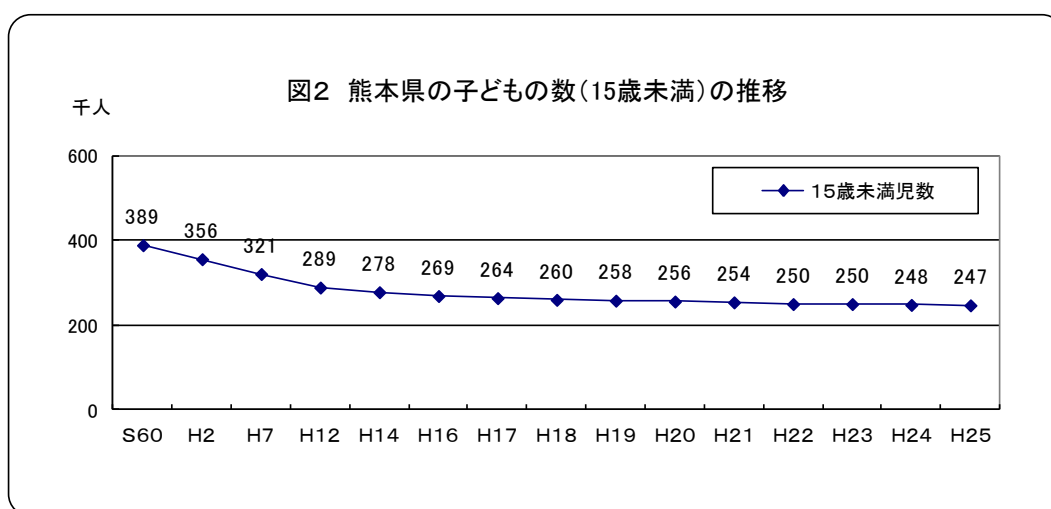
※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むとした場合の平均子ども数。

■ 年少人口は減少、老年人口の割合は過去最高

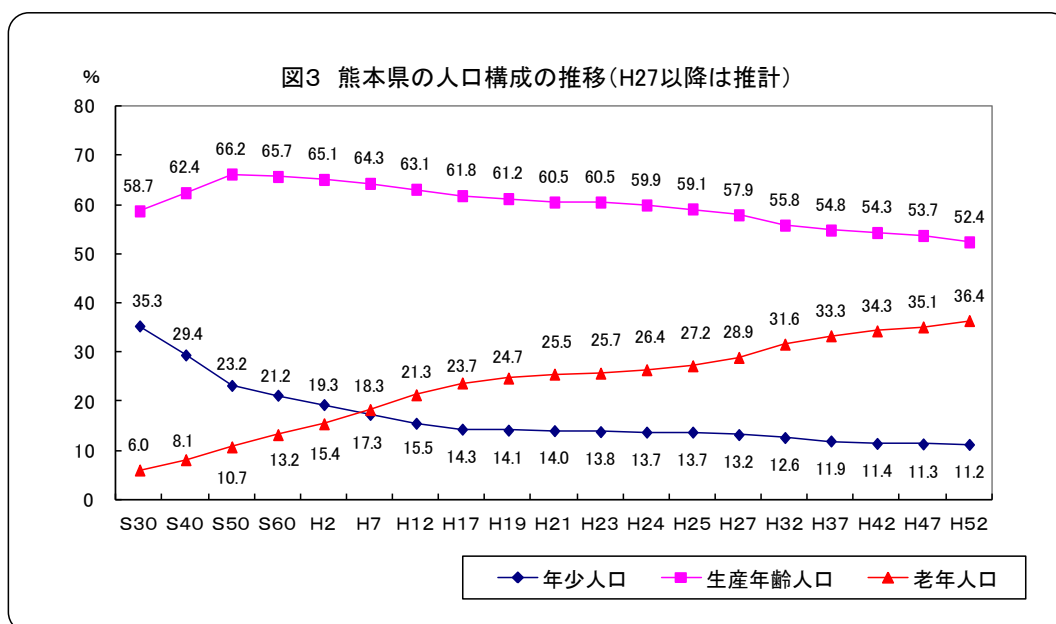
県内の年少人口（15歳未満）は年々減少し、平成25年は24万7千人となっています。[図2参照]

また、その割合も減少傾向にあり、平成25年は13.7%となっています。逆に老年人口（65歳以上）とその割合は増加し、平成25年は過去最高の27.2%となっています。[図3参照]

本県の総人口の将来予測は、平成22年の181万7千人から、平成52年には146万7千人に減少すると予測されており、年少人口も25万人から16万5千人と約2/3に減少するとされています。



出典：国勢調査及び熊本県推計人口調査



出典：国勢調査、熊本県推計人口調査及び都道府県別将来推計人口

(2) 少子化の要因

少子化が進んでいる要因の一つに未婚化、晩婚化が進んでいることが考えられます。全国的に未婚化、晩婚化が進行している背景には、経済・社会環境の変化に伴う若者の生活基盤の不安定、結婚に対する男女の意識の変化等様々な要因があると言われてしています。

■ 未婚率の上昇

本県の未婚率は、全国と比べると低い水準ですが、全国の動向と同じように男性、女性ともに上昇しています。[参考資料 1 ① (P107)]

○ 25 歳から 29 歳の未婚率 (昭和 50 年→平成 22 年)

男性 : 42.2% → 65.7% (23.5 ポイント上昇)

女性 : 24.4% → 57.1% (32.7 ポイント上昇)

■ 晩婚化の進行

全国よりも本県の平均初婚年齢は若くなっていますが、男性、女性ともに年々高くなっています。[参考資料 1 ② (P107)]

○ 平均初婚年齢 (昭和 50 年→平成 25 年)

男性 : 26.5 歳 → 30.1 歳 (3.6 歳上昇)

女性 : 24.5 歳 → 28.7 歳 (4.2 歳上昇)

■ 晩産化の進行

出生したときの母親の平均年齢をみると、これも全国と比べると本県は低い水準ですが、第 1 子から第 3 子までいずれも年々上昇しています。[参考資料 1 ③ (P108)]

○ 第 1 子出生時の母の平均年齢 (平成 5 年→平成 25 年)

27.2 歳 → 29.4 歳 (2.2 歳上昇)

■ 子育てに対する負担感

国立社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査」によると、全国的には、平均予定子ども数が平均理想子ども数を下回っており、その理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」(60.4%) が最も多く、次いで「高年齢で生むのはいやだから」(35.1%) となっています。[参考資料 1 ④ (P109)]

(3) 家庭や地域の子育て力の低下

■ 核家族世帯の増加、家族形態が変容

本県においても、一世帯当たりの人員は、減少しており、核家族世帯数は増加、3世代世帯数は減少しています。[参考資料1⑤ (P110)]

○ 世帯当たり人員数 (昭和60年→平成22年)

3.32人 → 2.64人

○ 世帯数 (昭和60年→平成22年)

核家族世帯数 : 312,390 → 382,235 (69,845増)

3世代世帯数 : 105,559 → 61,000 (44,559減)

■ 地域のつながりの希薄化により、子育てに孤立感を感じる人が増加

内閣府の「母子保健に関する世論調査」によると、全国的に5割を超える人が「近所の人々と助け合いながら子育てをしていない」と回答しています。[参考資料1⑥ (P110)]

また、「子育て中の親の外出等に関するアンケート調査」(平成23年財団法人子ども未来財団発表)においても、全国的には、「社会全体が妊娠や子育てに無関心・冷たいと感じる」「社会から隔絶され、自分が孤立しているように感じる」と回答した母親が3割を超えています。[参考資料1⑦ (P111)]

(4) 仕事と子育ての両立

■ 女性就業率の上昇

本県の女性の就業者数は、年々増加しています。また、生産年齢人口に占める就業者の割合も、男性が低下しているのに対して女性は上昇しています。[参考資料1⑧ (P111)]

■ 共働き世帯の増加

全国的には、夫婦共に雇用者の共働き世帯は年々増加し、平成9年以降は共働きの世帯数が男性雇用者と無業の妻からなる片働き世帯数を上回っています。[参考資料1⑨ (P112)]

■ 過重な労働時間

総務省の「労働力調査」によると、全国的には、平成25年における週労働時間が60時間以上の労働者の割合は9.2%となっており、特に子育て世代にあたる30代男性では17.5%、40代男性では17.4%と高い水準であり、依然として長時間労働の実態が見られます。

■ 進まぬ男性の育児休業取得

「熊本県労働条件等実態調査」によると、熊本県の女性の育児休業取得率は90%前後で推移しているのに対し、男性の取得率はほぼ1%台で推移しており、依然極めて低い状態が続いています。[参考資料1⑩ (P112)]

■ 依然として厳しい女性の就労継続

「両立支援に係る諸問題に関する総合的調査研究」(厚生労働省委託事業)によると、全国的には、妊娠・出産前後に退職した人のうち、「仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立の難しさで退職した人」が4人に1人います。[参考資料1⑪ (P113)]

■ 待機児童数の増加

保育ニーズが高まっており、県全体で見ると、保育所入所待機児童が年々増加しています。

(単位：人)

	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4
待機児童数	141	194	396	582	678

2 これまでの国・県の対応

(1) 国の動き

平成 15 年 7 月に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき、平成 16 年 6 月に総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱として「少子化社会対策要綱」が、平成 22 年 1 月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、少子化の流れを変えるための施策が推進されてきました。

また、家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する観点から、平成 15 年 7 月、地方公共団体及び企業における 10 年間の集中的・計画的な取組みを促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

平成 24 年 8 月には、特に子ども・子育ての分野について、質の高い幼児期の教育・保育の提供、保育の量的拡大・確保、地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、「子ども・子育て支援法」をはじめ、関連法律が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

また、喫緊の課題である待機児童の解消に向け、平成 25 年 4 月「待機児童解消加速化プラン」が策定されました。これは、子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、待機児童解消に取り組む地方自治体を支援するもので、平成 25、26 年度を「緊急集中取組期間」とし、2 年間で約 20 万人分の保育の受け皿の確保を目指し、平成 27～29 年度を「取組加速期間」とし、「緊急集中取組期間」と合わせて約 40 万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指すこととされました。

平成 25 年 6 月には、少子化社会対策会議において「少子化危機突破のための緊急対策」が決定され、これまで少子化対策として取り組んできた「子育て支援」及び「働き方改革」をより一層強化するとともに、「結婚・妊娠・出産支援」を新たな対策の柱として打ち出すことにより、これらを 3 本の矢として推進することとされました。

こうした中、平成 26 年度までの時限立法であった次世代法について、少子化の流れが変わらないことから、引き続き期限を区切った集中的・計画的な対策の推進・強化のため、法の有効期限を 10 年間延長する等の改正が行われました。

(2) 県の動き

平成 17 年 3 月、次世代法に基づき、熊本県次世代育成支援行動計画（前期計画）を策定しました。その後、計画の着実な推進を図るため、同年 5 月に、県庁内の推進体制として「熊本県次世代育成支援行動計画推進会議」を、同年 6 月に、次世代法に基づく学識経験者、公募委員等からなる「熊本県次世代育成支援行動計画推進協議会」を設置し、関係機関、関係団体等と連携、協力しながら各種施策の取組みを進めました。

平成 19 年 10 月、県民みんなで子どもの育ちを支え、すべての子どもが、いつも生き生きと輝く熊本の実現を目指し、「熊本県子ども輝き条例」を制定し、広報啓発等に努めています。

また、熊本県次世代育成支援行動計画（前期計画）は平成 21 年度が最終年度であったため、平成 22 年 3 月、熊本県次世代育成支援行動計画（後期計画）を策定し、各種施策の取組みを進めています。

平成 24 年 6 月、県民一人ひとりが幸せを実感し、住み慣れた地域で夢を持ち誇りに満ちた暮らしが送れる熊本の実現を目指し、県政運営の基本方針である「幸せ実感くまもと 4 カ年戦略」（計画期間平成 24 年度～平成 27 年度）を策定しました。

< 4 カ年戦略における子育て関係分野の位置づけ >

○全体構成

「幸せを実感できるくまもと」の実現に向けた取組み
（4 つの分野と 15 の戦略）

○子育て関係の分野と戦略

分野：いつまでも楽しく、元気で、安心して暮らせるくまもと
戦略：子どもの育ちと若者のチャレンジを応援

※ 熊本県子ども輝き条例は参考資料 6（P119）に掲載しています。

3 熊本県次世代育成支援行動計画（後期計画）の実施状況

（1）熊本県次世代育成支援行動計画（後期計画）の構成

当計画は、以下の基本目標に向けて、8つの基本施策で構成され、これに基づく183に及ぶ具体的施策を推進しました。

計画期間 平成22年度～平成26年度（5年間）

めざす姿 地域ぐるみで支え合う子ども・子育てにやさしいくまもと
～「子育てするなら熊本で」といわれる子育て先進県～

基本目標 「安心して子どもを産み育てることができる地域社会」
「すべての子どもが健やかに育ち、自立するところを育む地域社会」

- 基本施策
- 1 地域における子育ての支援
 - 2 親子ともに健康づくり
 - 3 教育環境の整備
 - 4 安全・安心な子育て環境づくり
 - 5 仕事と生活の調和の推進
 - 6 保護や援助を必要とする子どもへの支援
 - 7 子どもの自立への支援
 - 8 次世代育成に向けた意識づくり

(2) 基本目標の達成状況

基本目標が達成できたかどうかを評価するため、2つの成果指標を設定しました。県民アンケート調査によると、次のとおり、計画スタート時直近の平成22年5月当時と比べると、成果指標1についてはやや減少し、成果指標2についてはやや上昇している結果となりました。

成果指標

1 子育てが楽しいと感じる県民の割合を高める

H22	H23	H24	H25	H26
88.5%	93.9%	90.6%	92.9%	86.9%

2 子どもが心豊かに育っていると思う県民の割合を高める

H22	H23	H24	H25	H26
58.4%	62.5%	62.0%	59.1%	59.9%

※1の指標について

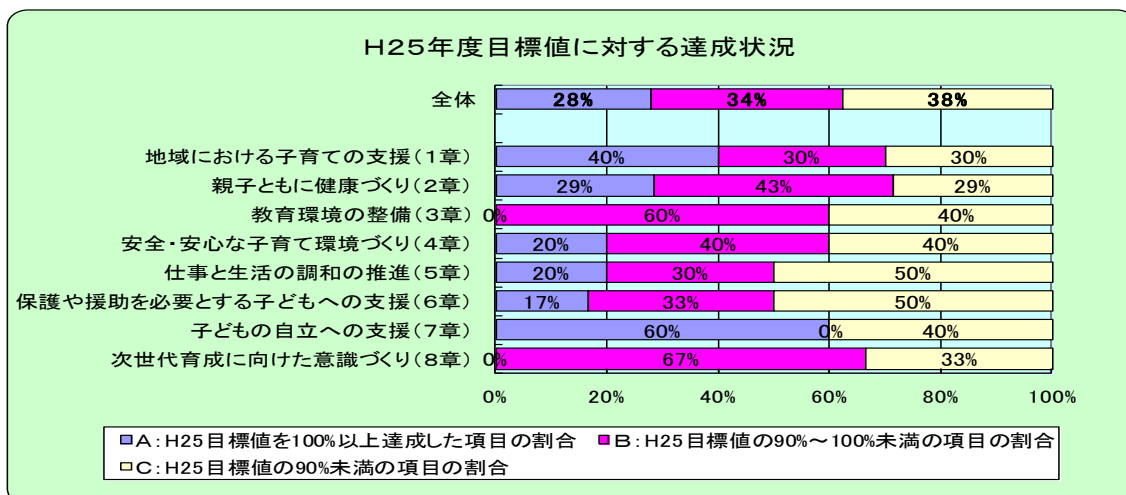
県民アンケートにおいて、「現在、中学生以下のお子様がいいらっしゃる方にお尋ねします。あなたは、子育てが楽しいと感じることが多いですか、辛いと感じることが多いですか。」という問いに対する回答

※2の指標について

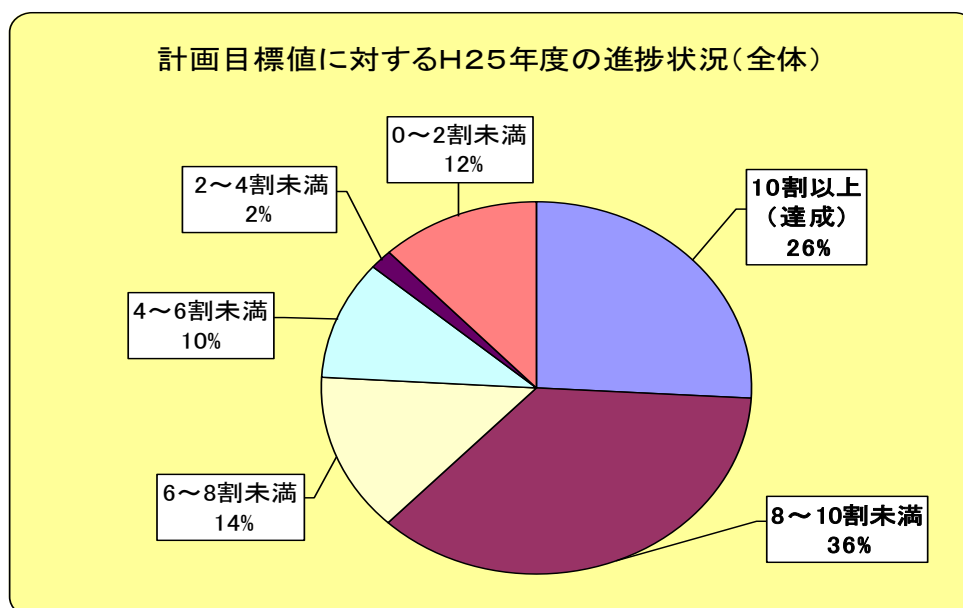
県民アンケートにおいて、「あなたは、お住まいの地域の子どもたち（高校生以下とします）が心豊かに育っていると思いますか。」という問いに対する回答

(3) 計画の実施状況

施策毎に設定した平成 25 年度目標値に対する全体の達成状況は、目標を 100%以上達成している項目は 28%であり、90%以上の概ね達成している項目を加えると 62%となり、全体的に取組みは進んでいるものの、より一層計画的な推進を図る必要があります。



また、後期計画の最終（H26）目標値（計画目標値）に対する平成 25 年度の進捗状況を全体で見ると、既に計画目標値を達成している項目は 26%あり、8割以上達成している項目で見ると 62%となります。他方で、8割未満の進捗率（実施期間 4 年／計画期間 5 年）の項目が 38%あり、これらの進捗率が低い項目については、特に推進を図っていく必要があります。





第2章 基本方向

めざす姿と基本的視点

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。熊本の次代を担う「肥後っ子」が、自分は愛され、大切にされる存在であると感じ、安心して心豊かに育っていくことは、私たち熊本県民すべての願いです。

そのために、それぞれの家庭はもちろんのこと、子どもを取り巻く地域社会、事業者、行政その他県民全体で子どもの育ちを支えていくことが必要です。

また、子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。

地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことも必要です。

こうしたことを踏まえ、県では、県民一人ひとりがゆとりを感じ、安心して子どもを生み育てることができ、すべての子どもがいつも生き生きと輝く熊本の実現に向けて、子どもたちが愛情あふれる家庭や温かな地域社会で育まれる子どもの育ちの環境づくりなど子どもに係る施策に意欲的に取り組んでいきます。

そこで、本計画では、計画のめざす姿を次のように設定します。

めざす姿

1 すべての子どもが健やかに育ち、豊かなこころを育むことができる地域社会

熊本の、さらには日本の将来を担う子どもたちが、健やかに育ち、豊かなこころを形成していくことを目指します。

また、すべての子どもを権利の主体として位置づけ、「児童の権利に関する条約」でもうたわれている「子どもの最善の利益」が尊重され、生き生きと輝きに満ちた子どもたちが育つことができる地域社会を目指します。

2 安心して子どもを生み育てることができる地域社会

未来に希望が持てる社会であるためには、次代の社会を担う子どもたちを生み育て、家庭を築くことに希望が持てる社会であることが必要です。

そのために、すべての子どもと子育て家庭を地域で協力して支え合い、子どもを生み育てたくなる、子育てが楽しいと感じられる、そして子育てしながら親も成長していく、そのような地域社会を目指します。

基本的視点

これら2つのめざす姿の達成のために、県は次のような視点に立って各施策に取り組んでいきます。

視点1 子どもの視点に立った支援

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本とし、子どもの視点に立ち、子どもの幸せを第一に考え、子どもの生存と発達が保障される良質、適切、公平な支援を行います。

視点2 すべての子どもや子育て家庭を支援

障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや家庭を対象に一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するための支援に取り組みます。

視点3 親育ちの過程を支援

悩みや不安を抱えながら子育てを行っている親自身は、周囲の様々な支援を受けながら実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していきます。その親の育ちの過程を支援していきます。

視点4 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

結婚や妊娠・出産はあくまでも個人の自由な選択や決定に基づくものですが、家族や子どもを持つことを望む人の希望を叶え、将来への不安などを抱えることなく、安心して結婚し子どもを生み育てることができる社会を実現するため、結婚・妊娠・出産から育児の連続した支援を行います。

視点5 社会全体で支援

家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、地域の実情に応じた取り組みを実施するため、協働してそれぞれの役割を果たし、支援を行います。

成果指標

本計画の推進により、基本目標の達成状況を評価するため、次の2つの成果指標を設定します。

1 子育てが楽しいと感じる県民の割合を高める

現状：H26 86.9%（県民アンケート調査結果）



目標：H31までに持続的に割合を高める

2 子どもが心豊かに育っていると思う県民の割合を高める

現状：H26 59.9%（県民アンケート調査結果）



目標：H31までに持続的に割合を高める

※1の指標について

県民アンケートにおいて、「現在、中学生以下のお子様がいいらっしゃる方にお尋ねします。あなたは、子育てが楽しいと感じることが多いですか、辛いと感じることが多いですか。」という問いに対する回答

※2の指標について

県民アンケートにおいて、「あなたは、お住まいの地域の子どもたち（高校生以下とします）が心豊かに育っていると思いますか。」という問いに対する回答